

\*\*\*\*\*

## 今月のテーマ 消費税簡易課税制度の改正と経過措置

本年3月の消費税法改正により、法人は平成27年4月1日以後に開始する課税期間から、個人は一般的に平成28年より、簡易課税制度のみなし仕入率に変更されます。一部の業種についてはみなし仕入率が引き下げられることとなり、従来に比べて納付税額が増加することとなります。なお、今回の改正については経過措置が設けられており、新規に適用を受ける場合、所定の時期までに届け出ることにより旧みなし仕入率を適用することができます。今回は改正の内容とその経過措置を受けるための手続きについてご紹介いたします。

### 1. 改正の内容

平成27年4月1日以後に開始する課税期間において、簡易課税制度のみなし仕入率が下記のように変更されることとなりますが、第一種事業から第三種事業は従来と同様の取扱いとなります。なお従来どおり、基準期間の課税売上高が5,000万円以下の場合に簡易課税制度を選択することができます。

事業の種類		【改正前】 みなし仕入率	【改正後】 みなし仕入率
第一種事業	卸売業(購入した物をそのまま他の事業者販売する事業)	90%	90%
第二種事業	小売業(購入した物をそのまま消費者に販売する事業)	80%	80%
第三種事業	製造業、農林水産業、建設業、電気ガス業等	70%	70%
第四種事業	飲食店業、その他の事業	60%	第四種事業 60%
	金融業及び保険業		第五種事業 50%
第五種事業	運輸通信業、サービス業(飲食店業を除く)	50%	第五種事業 50%
	不動産業		第六種事業 40%

### 2. 経過措置の内容

#### (1) 届出書の提出

新たに平成26年9月30日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間においても、改正前のみなし仕入率が適用されます。  
なお、旧みなし仕入率の適用期間は一般的にその届出書に記載した適用開始課税期間の初日から2年間となります。

#### (2) 具体例

不動産業を営む3月決算法人の場合の適用関係は下図のようになります。  
なお、従来から簡易課税制度を選択適用している法人は下図の①と②のケースに該当することとなります。

	25.4.1	26.4.1	26.10.1	27.4.1	28.4.1	29.4.1
	▲	▲	▲	▲		
	①	②	③	④	改正適用日	
消費税簡易課税制度選択届出書の提出年月日	課税期間					
	H25.4.1~ H26.3.31	H26.4.1~ H27.3.31	H27.4.1~ H28.3.31	H28.4.1~ H29.3.31	H29.4.1~ H30.3.31	
① H25.3.31以前	第五種	第五種	第六種	第六種	第六種	
② H26.3.27	一般課税	第五種	第五種	第六種	第六種	
③ H26.9.26	一般課税	一般課税	第五種	第五種	第六種	
④ H26.10.6	一般課税	一般課税	第六種	第六種	第六種	

(国税庁HPより抜粋)